

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第六十五条第一項、第六十八条第二項又は第六十九条の規定に基づき、以下のとおり保険医療機関又は保険薬局の指定を行ったので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第一条又は第二条の規定に基づき、公示する。

令和八年五月二十七日

東北厚生局長

尾崎 俊雄

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
山本功皮膚科	青森市緑三丁目九―二サンロード青森四F	令和八年六月一日

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第六十五条第一項、第六十八条第二項又は第六十九条の規定に基づき、以下のとおり保険医療機関又は保険薬局の指定を行ったので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第一条又は第二条の規定に基づき、公示する。

令和八年五月二十七日

東北厚生局長

尾崎 俊雄

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
ひらた歯科	つがる市木造増田二二番地一五	令和八年五月一日

